



緊急声明「受動喫煙のない社会の実現を!!」を提出



写真1 声明を受け取る吉永審議官

平成30年6月12日（火）15:45から厚生労働省7階712号室において、吉永和生大臣官房審議官（健康、生活衛生、アルコール健康

障害対策担当）に対して、日本禁煙学会・日本対がん協会・日本肺がん患者連絡会・市民のためのがん治療の会の連名で要望書を提出した（写真1）。

今回の健康増進法の改正では、塩崎前大臣時の法案からかなり後退しており、IOCとWHOのタバコフリーの東京オリンピック・パラリンピックの国際水準に合致しているとは言いがたい。受動喫煙防止は今まで努力義務だったが、対策の必要性から実効性を注力していると政府の説明が繰り返されている。

各団体はそれぞれの立場で、法案成立後にも本来の受動喫煙防止のあるべき姿への継続対応を申し入れた。吉永審議官は、法案が提出できたことに対して小さいと指摘があるがそれも大きな1歩だと思っている。そのベクトルは低くても、その後の改正（見直し）や展開も視野に入れ、審議を見守ってほしいと述べた。

その後、16:10から厚生労働省記者クラブにおいて記者発表を行った（写真2）。

日本肺がん患者連絡会代表長谷川一男氏は、今回の法案が本当に受動喫煙で1万5千人が亡くなっていることを認識したのかどうかと疑問を呈し、他人から受動喫煙という危害を加えられ、死におびえ、死んでいく人間がいることを理解してほしいと訴えた。その上で受動喫煙がなければ救える命、また若い世代にもつながることだということを認識してほしいとも話した。

日本禁煙学会理事長の作田学氏は吉永審議官へ提出した声明文を読み上げた。



写真2 記者発表「受動喫煙のない社会の実現を!!」

日本対がん協会参事の望月友美子氏は、WHOのFCTCで受動喫煙防止を条例化した際、日本も公共の場での屋内完全喫煙禁止の締約国であるから、今こんなことを協議している場合ではない。まがりなりにも例外を作れば、守れるものが守れなくなると世界から指摘されている。それを理解してほしい。最終的には「たばこゼロミッション」と考えているとその考え方を紹介した。

その後、日本肺がん患者連絡会「ワンステップ」の患者の3名が、煙者の家族との関わりやがんになった経験をもとに、それぞれ受動喫煙のない社会の実現を求めた。

続いて、市民のためのがん治療の会代表の會田昭一郎氏は、肺がんのみならず、喫煙によるがんの影響は明らかであり、たばこによる経済的な損失についてもっと真剣に考えるべきと訴えた。

最後にタバコ問題情報センター代表理事の渡辺文学氏は、喫煙できないと店がつぶれるというのは嘘で、さまざまな飲食店で禁煙になっても繁盛している。都議会が禁煙となり議事堂内のレストランも禁煙となったが、売上は上がっている。本当のことを伝えてほしいと述べた。

望月氏は、受動喫煙防止のために33億円の喫煙所設置補助金が設定されている。人を傷つけるために血税が使われていることをもっとマスコミは大きく扱うべきと申し入れをした。

その後の経過

6月27日には東京都議会にて、「東京都受動喫煙防止条例」が成立した。都条例は店の規模に関わらず従業員を雇っている飲食店は原則全面禁煙となる（2020年4月全面施行）。一方、国の健康増進法改正は、その3週間後の7月18日に参議院を通過し、可決成立となった。敷地内禁煙の学校や病院、行政機関は2019年夏ごろ、屋内禁煙の飲食店などは2020年4月からと段階的に始まることになった。これで2020年夏の東京オリンピック・パラリンピックが無事迎えられるかは、今後の展開に注視し続ける必要がある。🐼

（普及広報課）